

平成27年第4回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成27年12月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成27年12月7日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成27年12月7日	10時59分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員 出席13名 欠席0名	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	9番	重松一徳	10番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 藤田和彦		(書記) 高木英斗	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長		鶴田しのぶ	
	副町長	松田一也	産業振興課長		土田竜一	
	教育長	大串和人	まちづくり課長		熊本弘樹	
	総務企画課長	酒井英良	建設課長		古賀浩	
	財政課長	城本好昭	会計管理者		木村司	
	税務課長	平野裕志	教育学習課長		内山十郎	
	住民生活課長	安永宏之	こども課保育園長		渡邊稔	
	健康福祉課長	天本正弘	まちづくり課参事		阿部一博	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告 提案理由説明
日程第4	議案第34号	基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
日程第5	議案第38号	基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第35号	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第36号	基山町税条例の一部改正について
日程第8	議案第37号	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第9	同意第5号	基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10	議案第39号	電子黒板、電子黒板用ノートパソコンの取得について
日程第11	議案第40号	基山町立図書館新館用備品の取得について
日程第12	議案第41号	基山町老人憩の家の指定管理者の指定について
日程第13	議案第42号	福岡県小郡市の公の施設を基山町の住民の利用に供させることに関する協議について
日程第14	議案第43号	平成27年度基山町一般会計補正予算（第4号）
日程第15	議案第44号	平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第45号	平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第46号	平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）

～午前9時30分 開会～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成27年第4回基山町議会定例会を開会します。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、重松一徳議員と大山勝代議員を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から14日までの8日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

#### 日程第3 町政報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成27年第4回定例町議会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について外4件、人事案件が基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、財産取得案件が電子黒板、電子黒板用ノートパソコンの取得について外1件、指定管理者案件が基山町老人

憩の家の指定管理者の指定について、協議案件が福岡県小郡市の公の施設を基山町の住民の利用に供させることに関する協議について、予算案件が平成27年度一般会計補正予算（第4号）外3件となっております。これらについて御提案申し上げ、審議していただきたいと考えております。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、消防関係についてでございます。秋季全国火災予防運動が11月9日から15日まで行われ、基山町では11月15日に防火訓練を実施しました。今回は、第2部管内の第11区高島団地内にて地域住民の参加を得て応急救護訓練、初期消火訓練及び火災防火訓練を行いました。また、社会福祉協議会と日本赤十字社による災害食づくりや簡単な救急法の演習も行いました。当日は、鳥栖・三養基地区消防事務組合、基山町消防団、基山町消防団女性部、区長会などの協力を得て多大な成果を上げることができました。

次に、地方創生事業についてでございます。基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、策定に向け、6月から策定プロジェクトチームにより協議を始めました。8月に基山町まち・ひと・しごと創生推進会議を発足し、10月まで御協議をいただき、10月29日に基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び基山町人口ビジョンを策定しました。

国におきましては、早期に戦略の策定に着手し、年度後半に生ずる総合戦略推進のための財政需要に応えるため地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付が行われることとなり、本町の地方創生事業費について交付決定され、11月の臨時議会において御承認いただいているところでございます。

今後、少子化と人口減少を克服し、将来にわたり活力ある地域を維持していくため、基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、具体的な施策を行ってまいります。

次に、エミューによるふるさと名物応援宣言についてでございます。本年度、さが段階チャレンジ交付金事業において、猪の目集落で取り組まれておりますエミュー事業につきましては、中山間地域の耕作放棄地対策と獣害対策になるのではないかと実証実験を含めて取り組まれています。また、六次産業化の可能性を探るため試作品の開発に取り組まれているところです。今回、その第一弾として「エミュー・キーマ・カレー」を開発されました。

基山町としましては、本取り組みが町の課題ともなっている中山間地域の耕作放棄地対策と獣害対策として取り組まれていること、エミュー肉・エミューオイルの商品化による地域活性化の可能性から、中小企業地域資源活用促進法に基づくふるさと名物応援宣言を行いま

した。今後、町の六次産業化の一つの核として推進し、町の農業振興と活性化に取り組んでまいります。

次に、J Rウォーキングについてでございます。本年度もJ R秋のウォーキングが11月21日に開催されました。天候にも恵まれ、1,072人の方に参加いただきました。大興善寺のみじ祭りと相まって、この時期、多くの方に基山町の秋を楽しんでいただいております。また、山門前に産業振興協議会で販売テントを設置し、特産品や農産物の販売を行い、多くの方に好評をいただきました。

次に、健康増進対策事業についてでございます。住民の健康増進や疾病の早期発見、早期予防を推進するため、集団健診と婦人がん検診を5月から10月にかけて25日間実施しました。平成27年度については終了いたしました。現在は健診結果をもとにデータヘルス計画にのっとり、特定保健指導を戸別訪問などにより行っているところでございます。

次に、マイナンバーについてでございます。番号制度の施行に伴い、全国で通知カードの発送が行われています。基山町では6,535世帯に11月中旬から通知カードを送付しています。個人番号カードについては、申請を行われた住民の方に平成28年1月以降に随時交付されます。

次に、本人通知制度についてでございます。基山町住民票の写し等の第三者交付及び不正取得による本人通知制度実施要綱を制定しました。この制度は、住民票の写しや戸籍などを本人等からの委任状を持参された代理人や第三者に交付した場合に、あらかじめ登録された方に対して交付した事実を通知する制度です。平成28年1月交付の分から通知を開始いたします。

次に、ことし3回目となります町内一斉美化活動「クリーンアップK I Y A M A」を11月22日に実施し、区ごとに道路や公園等の散乱ごみを清掃していただきました。また、町内の事業所及び団体から39名の参加があり、県道基山公園線の庁舎前約1.5キロメートルの範囲の清掃作業をしていただきました。当日町内全域で収集されたごみの量は、可燃ごみ約680キログラム、缶類170キログラム、瓶類約60キログラム、ペットボトル約27キログラム、不燃物ごみ約90キログラム、剪定枝約3,430キログラム、合計約4,457キログラムでございました。

次に、道路橋梁補修工事についてでございます。道工27補第1号道路橋梁補修工事（小浦橋外1橋）につきましては、平成27年11月17日から平成28年3月23日までの工期で鳥飼建設

株式会社が4,752万円で請け負い、施行しております。現在の出来高は10%でございます。

道工27補第2号道路橋梁補修工事（上原橋）につきましては、平成27年11月17日から平成28年3月23日までの工期で株式会社坂口組基山支店が3,790万8,000円で請け負い、施行しております。現在の出来高は10%でございます。

次に、下水道工事についてでございます。下工27補第1号宝満川上流処理区第3号污水幹線築造工事につきましては、契約について議決をいただき、平成27年9月16日から平成28年2月29日までの工期で鳥飼建設株式会社が9,982万5,480円で請け負い、施行しております。現在の出来高は40%でございます。

次に、学校教育関係についてでございます。基山小中学校3校合同で平成25年度から取り組んできました人権教育総合推進地域事業も本年が最終年度となり、11月13日に午前中は公開授業を各学校で行い、午後からは町民会館大ホールで全体会を開催いたしました。今回の事業は、「一人一人がよさを発揮し、互いによさを認め、共に高め合う、児童・生徒の育成」～小中連携を基礎とした系統的・継続的な教育活動を通して～を研究主題として研究事業に取り組み、その成果を発表いたしました。今後ともこの事業を通して培われた小中学校間の連携を継続してまいります。

次に、基肄城築造1350年事業についてでございます。10月2日から3日に第5回古代山城サミット基山大会を大盛況のうちに開催することができました。2日は、山城所在の22自治体の首長による「古代山城を中心とした歴史遺産の活用について」をテーマに意見交換会を行い、3日は、町民会館大ホールで記念式典を行いました。記念式典は約800名の参加のもと、地元伝統芸能の披露や文化庁主任調査官の記念講演、さらには平成24年度から取り組んできました「創作劇こころつないで～基肄城に秘められたおもい～」の上演を行いました。今回のサミットは、町を挙げてのおもてなしにより、参加の皆様から感謝のお声をたくさんいただきました。御協力をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

また、基肄城築造1350年事業の関連事業として、9月20日に「出張、なんでも鑑定団IN基山」、9月26日に「キャンドルナイトINきやま」、9月27日に「基肄城コン」「草守基肄大会」を開催し、大勢の皆様の参加のもと基肄城築造1350年事業の機運の盛り上げを図りました。

次に、図書館建設事業についてでございます。図書館建設工事につきましては、工期が12月15日までとなっており、工期内に完成の見込みとなっております。現在の出来高は95%で

ございます。今後は、平成28年1月18日から現図書館を休館し、4月の開館に向け図書の移動等の開館準備を進めてまいります。

次に、生涯学習関係事業についてでございます。9月3日に町民会館で基山町主催事業「霧島の花嫁」基山公演、10月11日には総合公園多目的運動場で町民体育大会、10月17、18日に佐賀市を含む東部地区を会場に第68回県民体育大会、11月1日から3日まで町民会館において基山町文化祭、11月8日には小郡市で久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町の3市1町共催のクロスロードスポーツ・レクリエーション祭が開催され、いずれの行事にも多くの町民の方々に参加をいただきスポーツと文化の秋を楽しむとともに、地域住民の親睦と交流を図ることができました。

特に、「霧島の花嫁」基山公演では「こころつないで」の和太鼓演奏もあり、767名の多くの皆様に御来場いただき盛大に開催することができました。また、県民体育大会では総合成績町村の部で第4位となり躍進賞を受賞いたしました。

次に、保育園についてでございます。保育園では、秋晴れの10月10日に運動会を、11月28日にはお遊戯会を行い、園児の健やかな成長を保護者の方とともに見届けることができました。

青少年健全育成事業関係でございます。11月7日に第35回基山町青少年健全育成町民大会を開催し、少年の主張（体験）発表では、町内の小中学生8名が約150名の出席者の前で堂々と自分の体験を通じて学んだこと、将来の夢などを発表いたしました。また、総務省九州総合通信局から講師に迎えて「インターネットの安心安全な使い方」というテーマで講演を行いました。

次に、寄附金の報告についてでございます。基山町ソフトボール協会様より11月6日に3万9,000円、基山町育英資金貸付基金へ御寄附がありましたので、受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金の報告についてでございます。本年4月1日よりふるさと応援寄附をいただいた方への特産品贈呈制度を実施しておりますが、15社・39品目だった贈呈品を10月より25社・58品目へとリニューアルしました。寄附につきましては、11月末までの8カ月間で1,599件、2,756万円の寄附申し込みをいただきました。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

**日程第4～17 議案第34号、議案第38号、議案第35号～議案第37号、同意第5号、議案第39号～議案第46号**

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．議案第34号、日程第5．議案第38号、日程第6．議案第35号から日程第8．議案第37号まで、日程第9．同意第5号、日程第10．議案第39号から日程第17．議案第46号までを一括議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平成27年第4回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回は、条例案件5件、人事案件1件、財産取得案件2件、指定管理者案件1件、協議案件1件、予算案件4件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由の説明をいたします。

まず、議案第34号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案番号は前後いたしますが、議案第38号 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第35号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてをあわせて説明いたします。

基山町消防団は、町外勤務の団員が多く昼間の災害時に出勤が難しい状況になっていることから、住民の生命及び財産の保護と被害の軽減に寄与するため、元消防団員等を基山町消防団支援団員として新たに任用し災害時に出勤できるようにするため、基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

議案第36号 基山町税条例の一部改正について。

地方税法等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、地方税の賦課徴収に関する規定等が改正されたことに伴

い、基山町税条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

議案第37号 基山町国民健康保険条例の一部改正について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、また基山町税条例の改正により、町税の減免申請の申請期限を「納期限前7日」から「納期限」に変更しており、国民健康保険税の減免申請の申請期限について町税と同様の取り扱いとするため、基山町国民健康保険条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

同意第5号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

基山町教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第39号 電子黒板、電子黒板用ノートパソコンの取得について。

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第1号）第3条の規定に基づき、平成27年11月27日公募型指名競争入札に付した電子黒板、電子黒板用ノートパソコンについて取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

議案第40号 基山町立図書館新館用備品の取得について。

前号と同様に、平成27年11月27日指名競争入札に付した基山町立図書館新館用備品について取得するため、同様の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

議案第41号 基山町老人憩の家の指定管理者の指定について。

基山町老人憩の家の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

議案第42号 福岡県小郡市の公の施設を基山町の住民の利用に供させることに関する協議について。

福岡県小郡市の公の施設である公共下水道施設を基山町の住民の利用に供させるに当たっ

ての協議については、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

議案第43号議案から第46号議案までは平成27年度各会計の歳入歳出補正予算について。

議案第43号 平成27年度基山町一般会計補正予算（第4号）。

今回補正予算として1億404万4,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと一般会計予算総額は歳入歳出とも64億8,469万円となります。なお、補正予算の主なものは、たんぼぼ保育園運営費の増額でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

議案第44号 平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

今回、補正予算として517万4,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと予算総額は歳入歳出とも24億5,059万7,000円となります。なお、補正予算の主なものは、保険基盤安定負担金の額が確定したこと及び基金積立金の増額でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

議案第45号 平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

今回、補正予算として1万8,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと予算総額は歳入歳出とも2億729万8,000円となります。この補正予算につきましては、健康診断の受診者の増によるものでございます。

議案第46号 平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）。

今回、補正予算として633万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと予算総額は6億3,961万6,000円となります。なお、補正予算の内容は、汚水処理場の修繕費でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

以上でございます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明を求めます。

議案第34号、議案第38号、議案第35号の補足説明を求めます。酒井総務企画課長。

**○総務企画課長（酒井英良君）**

それでは、議案第34号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制

定につきまして補足説明をさせていただきます。

議案資料1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の条例制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、番号法の制定に伴うものでございます。

制定につきましては、個人番号の利用によりまして住民サービスや事務効率の向上に資するため、番号法第9条第2項の規定による独自利用と個人番号を用いた庁内同一機関内における特定個人情報の庁内連携及び番号法第19条第9号の規定によります教育委員会へ特定個人情報を提供するための条例を整備するものとなっております。

それでは、条例の本文について御説明をいたします。

第1条が趣旨規定、第2条が定義規定、第3条が個人番号利用及び提供の町の責務規定となっております。

第4条が番号法第9条第2項の基づく個人番号の利用範囲を定めており、第1項が住民サービスや事務効率の向上に資する事務を独自利用事務として規定するものでございます。第2項が独自利用事務の庁内連携について規定いたしまして、第3項が番号法法定事務の庁内連携について規定しております。

第5条が、番号法第19条第9号の規定に基づき、法定事務及び独自利用事務の効率的処理に必要な限度で同一団体内の他機関である教育委員会へ提供する特定個人情報を規定しております。

第6条が規則への委任規定となっており、条例の施行に関し各事務の詳細及び授受する特定個人情報の詳細について規則で規定をいたします。

施行期日につきましては、個人番号の利用が開始される期日であります平成28年1月1日と同時に施行されるよう附則において規定をしております。

続きまして、議案第38号 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について及び議案第35号 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、25ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、基山町消防団の昼間の災害時対応を強化するために支援団員を新たに任用できるものとするものでございます。このため、支援団員につきましては、災害時対応が早急にできますよう団員としての経験が5年以上ある者、またはこれに準ずる

経験を有する者としております。

また、報酬につきましては、基本団員が消防団の全ての活動に対応する必要がありますが、支援団員につきましては災害時対応や災害対応訓練を主としておりますので、基本団員の2分の1の4,800円とするものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日に施行される附則において規定しております。

議案第34号、それから議案第38号、議案第35号についての補足説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

次に、議案第36号の補足説明を求めます。平野税務課長。

**○税務課長（平野裕志君）**

議案第36号 基山町税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、本年3月31日に公布をされました地方税法等の一部を改正する法律に基づくものが主なものとなっております。主な改正内容といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、申請書等への個人番号及び法人番号の記載を求める条文への改正を行うものでございます。

次に、地方税における猶予制度の見直しでございます。この見直しの背景といたしましては、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、各地域の実情等に応じて条例で定めることができる仕組みとした上で、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなど国税同様に見直しを行うこととされたものです。

3点目といたしまして、旧3級品の製造たばこに係る税率の特例の廃止を行うものでございます。これは、平成22年10月のたばこ税率の引き上げに伴う小売定価の大幅な引き上げ以降、紙巻きたばこの販売数量が減少する中、低価格で販売されている旧3級品の製造たばこについてはその販売数量が急増しており、旧3級品の製造たばこを取り巻く環境が変化してきていることなどから、特定税率を廃止することとされたものです。

なお、この改正は28年4月1日からの実施となりますが、激変緩和等の観点から経過措置

を講じることとなっております。

4点目といたしまして、減免申請の期限の見直しでございます。これは地方税法の改正に基づくものではなく、税条例（例）、いわゆる準則の変更によるものでございます。その背景といたしましては、総務省行政評価局から総務省自治税務局へ身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直しのあっせんがされたことによるものです。そのあっせんの趣旨といたしましては、都道府県税である自動車税の減免申請の期限については、多くの都道府県は納期限、5月31日でございますが、その納期限までとしている。このようなことから、軽自動車税についても同様にすべきという内容のものでございます。これを受け、税条例（例）においては、軽自動車税だけでなく他の税についても減免申請期限を市町村の判断で規定することとされたところです。本町におきましては、軽自動車税だけでなく他の税目についても減免申請の期限を「納期限前7日」から「納期限」へ改正を行うものです。

また、これらとあわせまして、身体障害者等に対する軽自動車税の減免規定を見直し、減免対象とする軽自動車等に「18歳以上の身体障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等」を加えるものでございます。

議案資料の11ページをお願いいたします。

11ページから14ページにかけまして、第8条から第12条までですが、こちらにつきましては、地方税の徴収の猶予及び換価の猶予の制度に係る規定でございます。徴収猶予及び換価の猶予に係る納付方法や申請手続、担保不要の要件などの規定となっております。

基本的には税条例（例）のとおりとなっておりますが、濃く網かけをした部分の規定が町の判断に委ねられた箇所になります。

また、この市町の判断の部分につきましては、佐賀県が作成をいたしました市町用の条例案に則したものとなっておりますが、その案の中で、市町ごとに税務課で取り扱う債権の範囲が異なることから、市町の判断によるとされた項目がございます。具体的に申しますと、猶予の不適用と取り消しの要件に税以外の債権を含めるかどうかということでございます。この部分につきましては本町では税務課で賦課徴収を行う税債権のみを対象とし、他の債権の規定を設けないこととしております。

飛びますが、資料の27ページをお願いいたします。

これが地方税法における猶予制度の見直しの概要となっております。猶予制度につきましては地方税法に規定があり、これまでも法に基づき運用することとされておりましたが、今

回、このような見直しとなっております。

区分欄をごらんいただきますと、徴収の猶予、換価の猶予と2種類の猶予がございます。

まず、徴収の猶予でございますが、要件といたしましては、①から③のいずれかに該当し一時に納付することができないときとされております。現行の主な内容といたしましては、猶予期間は1年以内、延長は可能ですが最大2年以内とされており、猶予の効果といたしましては、新たな督促や滞納処分の禁止とされております。また、原則担保が必要とされておりますけれども、50万円以下の場合は不要となっております。これら見直しによりまして、担保の不要要件につきましては100万円以下、または3カ月以内の場合は不要等となります。あわせて、分割納付の規定整備や申請手続の規定整備など詳細に規定をされたところでございます。

次に、換価の猶予でございますが、現行では地方団体の長の職権で行うこととなっております。要件といたしましては、①、②のいずれかに該当し納税について誠実な意思を有するときとされております。これにあわせて、今回、新たに納税書の申請に基づく換価の猶予が設けられました。要件といたしましては、一時に納付することにより事業継続、生活維持困難となるおそれがあり、納税について誠実な意思を有するときというふうに規定をされております。内容につきましては、ほぼ先ほどの徴収猶予と同じようなことが規定をされております。

資料の16ページをお願いいたします。

第36条の2、町民税の申告でございます。番号法の施行に伴うもので、ここから以降の条におきましても番号記載を求める条文を規定をいたしております。

同じく16ページの第51条、町民税の減免でございます。減免の申請期限に係る改正で、「納期限前7日」を「納期限」といたしております。

同じように減免申請の期限の改正でございますが、18ページの71条は固定資産税の減免、20ページの89条、軽自動車税の減免につきましても同様の規定といたしております。

その下の第90条につきましては、軽自動車税の減免規定に係る改正で、18歳未満の限定を外すことといたしております。

飛びますが、26ページ、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例でございます。こちらにつきましては、特例税率の廃止により削除となっております。

28ページをお願いいたします。

こちらがたばこ税の税率の改正の概要を記したものでございます。平成28年4月1日から平成31年4月1日にかけて4段階で税率の引き上げを実施することとなります。経過措置といたしましては、この表のようになり、31年4月1日に一般品と同額となることとなります。

また、これとあわせて、手持ち品の課税を実施することとなっております。

これらの改正の施行日につきましては、番号法に係る部分につきましては平成28年1月1日、猶予制度の規定、減免申請の期限の見直し、軽自動車税の減免規定の見直し及びたばこ税の特例税率の廃止につきましては平成28年4月1日となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

次に、議案第37号の補足説明を求めます。安永住民生活課長。

**○住民生活課長（安永宏之君）**

議案第37号 基山町国民健康保険条例の一部改正について補足説明させていただきます。

改正内容につきましては、新旧対照のほうで御説明をいたします。

資料の29ページをお願いいたします。

第33条第2項の改正は、減免申請書の提出期限の見直しでございます。「の7日前」の記載を削除することによりまして、減免申請書の提出期限を納期限までとするものでございます。基山町税条例の一部改正と同様の改正を行うものでございます。

第33条第2項第1号の改正は、番号法の施行に伴う改正でございます。減免申請書に個人番号の記載を求める条文への改正を行うものでございます。こちらも基山町税条例の一部改正と同様の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、第33条第2項の改正につきましては平成28年4月1日、第33条第2項第1号の改正につきましては平成28年1月1日とするものでございます。

補足説明については以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

次に、議案第39号及び議案第40号の補足説明を求めます。内山教育学習課長。

**○教育学習課長（内山十郎君）**

それでは、議案第39号 電子黒板、電子黒板用ノートパソコンの取得についての補足説明

をさせていただきます。

議案書28ページをお願いいたします。

電子黒板及び電子黒板用ノートパソコンの取得につきましては、基山小学校に10台、若基小学校に4台、基山中学校に6台の合計20台を取得することとし、公募型指名競争入札により納入業者の募集を行いました。2社による入札を行い、西日本電信電話株式会社佐賀支店が落札し仮契約をしましたので、議会の同意を求めるものでございます。

議案資料39ページに資料、それから追加の資料の1ページに一覧表をつけさせていただいております。

以上で電子黒板、電子黒板用ノートパソコンの取得についての補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

議案第40号 基山町図書館新館用備品の取得についての補足説明をさせていただきます。

基山町図書館新館用備品の取得につきましては、椅子、テーブル等、新図書館で使用いたします備品の取得をすることとしまして指名競争入札により納入業者の募集を行いました。8社による入札を行い、株式会社永池が落札し仮契約しましたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案資料40ページに入札経過等の資料をつけさせていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で基山町図書館新館用備品の取得についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

次に、議案第41号の補足説明を求めます。天本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（天本正弘君）**

議案第41号 基山町老人憩の家の指定管理者の指定についての補足説明をさせていただきます。

議案書30ページでございます。

本議案は、平成23年度から指定管理者制度で管理運営しております基山町老人憩の家を平成28年度から更新するに当たり指定管理者を指定するものでございます。

議案書第1項にありますように、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、基山町

老人憩の家でございます。第2項といたしまして、指定管理者となる団体の所在地及び名称につきましては、基山町大字宮浦1006番地1、社会福祉法人基山町社会福祉協議会でございます。第3項指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

今回の基山町老人憩の家の指定管理者の指定につきましては、基山町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき公募を行い、議案資料の38ページから68ページまでの書類を添えて基山町社会福祉協議会から申請がありました。11月18日に選定委員会を開催し、応募団体が基山町社会福祉協議会のみでしたので、これまでの実績や利用者アンケート結果を踏まえ、利用者数についても毎年増加しており適正な管理運営が行われていると認められることから、平成28年度からも指定管理者制度を活用し基山町社会福祉協議会を指定管理者の候補者に決定をいたしました。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

それと、先ほど内山教育学習課長が資料の説明を言ったとき、ページ数がおかしいんじゃないですか。40ページか何か、新図書館のページ数の資料を40ページと言ったでしょ。内山課長。

**○教育学習課長（内山十郎君）**

申しわけございません。新図書館の資料につきましては、議会資料の34ページ、35ページ、36、37ページでございます。申しわけございません。

**○議長（鳥飼勝美君）**

議案第39号の電子黒板のももう一度資料の。内山課長。

**○教育学習課長（内山十郎君）**

申しわけございません。電子黒板、電子黒板用ノートパソコン購入仮契約書の資料につきましては、31ページ、32ページ、33ページでございます。あわせて訂正をさせていただきます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

次に、議案第42号の補足説明を求めます。古賀建設課長。

**○建設課長（古賀 浩君）**

議案第42号の補足説明をいたします。

福岡県小郡市の公の施設を基山町の住民の利用に供させることについて、協議を行い協定を締結するに当たり、地方自治法第244条の3第2項の規定により、議決をお願いするものです。

議案書31ページをお願いいたします。

続きまして、議案書32ページをお願いいたします。

小郡市の公の施設を基山町の住民の利用に供させる協定の案でございます。現在協定しているものの更新となりますので、資料の75ページ、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

まず、現行の利用の方法、第3条「乙は、乙の公共下水道を甲の施設に接続し、乙の汚水を流入させるもの」とありますが、これを「乙は乙の公共下水道を甲の施設に接続し、乙から発生する汚水を流入させるものとする」と改正いたします。

続きまして第4条、利用の期間でございます。現行の「乙が甲の施設を利用できる期間は次のとおりとする。ただし、災害の発生、施設の損傷等やむを得ない事態が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする」とございます。「1. 開始時期は、平成15年度をめどとする。2. 終期は、前号の開始時期から起算して10年を経過する年度末とする」とありますのを、「この協定期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までとする」に改正いたします。

また、ただし書き、災害の発生等は現行の第7条協議の事項に含まれるものとなりまして、4条にあります災害の発生、施設の損傷等やむを得ない事態が生じた場合というものを、7条に含まれるという考えから、削除いたしております。

同じく、資料76ページをお願いいたします。

こちらが小郡市の施設を利用する位置図になっております。図上中央の苅又力武污水幹線と流域下水道幹線、こちらの部分につきまして利用するということになります。

戻りまして、議案書33ページをお願いいたします。

33ページに協定第2条関係の処理区域を明示しております。基山町の小郡に排水する処理区域につきましては、図中の枠線内としております。

最後に、協定につきましては、議決をいただき速やかにさせていただきたいと考えております。

以上、補足説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第43号の補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、議案第43号 平成27年度基山町一般会計補正予算（第4号）について補足説明を行わせていただきます。

まず、議案書の34ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに1億404万4,000円の追加をお願いし、総額を64億8,469万円とするものでございます。

議案書の35ページをお願いいたします。

第1表歳入でございます。

今回の補正予算の歳入につきましては、主に11款の分担金及び負担金を106万2,000円、19款諸収入を254万9,000円減額し、13款国庫支出金を1,889万5,000円、14款県支出金を1,283万1,000円、15款財産収入を3,948万2,000円、16款寄附金を1,000万円増額し、17款の繰入金のうち基金繰入金を2,600万円増額し財源調整を図らせていただいております。

36ページ、37ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、2款総務費を3,715万4,000円、3款民生費を5,166万5,000円、4款衛生費を727万8,000円、10款教育費を328万6,000円増額し、次のページですけれども、予備費を18万8,000円減額して財源調整を図らせていただいております。

それでは、内容につきまして主なものを事項別明細書により説明をさせていただきます。

基山町一般会計補正予算（第4号）の事項別明細書、歳入6ページをお願いいたします。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金でございます。1節児童福祉費負担金に保育所運営費負担金として862万9,000円の増額をお願いいたしております。これは、主にたんぼぼ保育園の入所児童数の増によるものでございます。補助率は2分の1でございます。

次に、2節社会福祉費負担金に国民健康保険基盤安定負担金として417万7,000円の増額をお願いいたしております。これは保険者支援分の増によるものでございます。また、障害者自立支援給付費負担金として346万7,000円の増額をお願いいたしております。これは福祉サービス等の増によるものでございます。また、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金として235万2,000円の追加をお願いいたしております。これも利用の増によるものでござい

ます。いずれも補助率2分の1でございます。

7ページをお願いいたします。

2項国庫補助金8目総務費国庫補助金でございます。1節総務費補助金に、新しく選挙人名簿システム改修費補助金として27万円をお願いいたしております。これは選挙権年齢を20歳から18歳に引き下げる公職選挙法の改正がなされたことによります基幹系システムの改修のための費用への助成でございます。補助率2分の1でございます。

8ページをお願いいたします。

14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金でございます。1節児童福祉費負担金に保育所運営費負担金として431万5,000円の追加をお願いいたしております。国庫のところで説明をいたしましたように、主にたんぽぽ保育園の入所児童数の増によるものでございます。補助率は4分の1でございます。

2節社会福祉費負担金でございます。国民健康保険基盤安定負担金として463万7,000円の追加をお願いいたしております。保険税軽減分及び保険者支援分でございます。また、障害者自立支援給付費負担金として173万4,000円、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金として117万6,000円の追加をお願いいたしております。いずれも国庫のところで説明をいたしましたように、利用料の増によるものでございます。補助率は4分の1でございます。

11ページをお願いいたします。

15款財産収入1項財産収入2目1節利子及び配当金でございます。公共施設整備基金利子として1,848万2,000円、福祉振興基金利子として1,171万1,000円、文化及び体育振興基金利子として928万9,000円の増額をお願いいたしております。いずれも主に国債による運用収入の増によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

16款1項寄附金3目1節総務費寄附金でございます。ふるさと応援寄附金に1,000万円の追加をお願いいたしております。補正後の寄附金の総額は3,000万円となります。

13ページをお願いいたします。

17款繰入金1項基金繰入金でございます。2目1節財政調整基金繰入金に2,600万円の追加をお願いし、財源調整を凶らせていただいております。

14ページをお願いいたします。

19款諸収入4項受託事業収入4目民生費受託事業収入1節広域入所保育受託事業収入で

ございます。274万1,000円の減額をお願いいたしております。これは広域入所人員の減の見込みによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

17ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。19節負担金補助及び交付金に、新しく佐賀県立鳥栖工業高等学校全国高校駅伝競争大会出場補助金として10万円をお願いいたしております。これは、本年12月20日、京都市で行われます第66回全国高等学校駅伝競争大会への出場助成でございます。

18ページをお願いいたします。

6目企画費でございます。8節報償費に、新しくまちづくり検討協議会委員謝礼として14万9,000円をお願いいたしております。これは中心市街地活性化や都市再生整備等の対策を検討するための協議会委員謝礼でございます。また、13節委託料に新しく基山町イメージキャラクター商標登録委託料として63万9,000円をお願いいたしております。これは本町のゆるキャラであります「きやまん」の商標登録のための費用でございます。

8目財政調整基金費でございます。25節積立金に財政調整基金積立金として800万円をお願いいたしております。これは先ほど歳入のところで説明を申し上げましたけれども、文化体育振興基金利子928万9,000円のうち、文化体育事業への充当額を除いた額800万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

11目公共施設整備基金費でございます。これは先ほど説明を申し上げました国債運用の利子の積み立てでございます。

19ページをお願いいたします。

13目ふるさと応援寄附基金費でございます。11節需用費に消耗品として400万円、25節積立金にふるさと応援寄附基金積立金として502万8,000円の追加をお願いいたしております。これは、ふるさと応援寄附収入の増額に伴います贈答品代として400万円、贈答品ほかその他の費用を差し引いた残りの502万8,000円を積立金としてお願いをいたしております。

20ページをお願いいたします。

2項徴税费2目賦課徴収費でございます。12節役務費に新しく軽自動車検査情報提供手数料として9万3,000円をお願いいたしております。これは平成27年度税制改正によります軽自動車税グリーン化特例に対応するための費用でございます。

21ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。13節委託料に、新しく本人通知制度に伴うシステム改修業務委託料として20万6,000円をお願いいたしております。これは住民票の写し等の第三者への交付に係る本人通知制度に伴うシステム改修費用でございます。

22ページをお願いいたします。

4項選挙費1目選挙管理費でございます。13節委託料に、新しく選挙年齢引き下げに伴うシステム改修業務委託料として54万円をお願いいたしております。歳入のところで説明を申し上げましたように、選挙権年齢を20歳から18歳に引き下げる公職選挙法の改正がなされたことによります基幹系システムの改修のための費用でございます。

また、同じページの5目町議会議員選挙費及び次ページの9目県議会議員選挙管理費に、それぞれ確定によります減額をお願いいたしております。

24ページをお願いいたします。

3項民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。28節繰出金に国民健康保険特別会計繰出金として1,184万9,000円の追加をお願いいたしております。これは保険基盤安定繰入金及び事務費等分の追加でございます。

2目老人福祉費でございます。19節負担金補助及び交付金に後期高齢者医療療養給付費負担金（過年度分）として210万9,000円をお願いいたしております。これは平成26年度負担金の精算金でございます。

6目障害者福祉費でございます。20節扶助費に障害福祉サービス費として951万円、障害児通所給付費として470万3,000円の追加をお願いいたしております。ともに今後の支出見込みによる増額でございます。

25ページをお願いいたします。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。7節賃金に臨時雇い賃金として113万7,000円の減額をお願いいたしております。これはひまわり・コスモス教室の指導員賃金の実績見込みによります減でございます。20節扶助費にたんぼぼ保育園運営費として2,794万7,000円の追加をお願いいたしております。これは入所児童数の増によるものでございます。また、施設型給付費として875万8,000円の減額をお願いいたしております。実績見込みによる減でございます。

26ページをお願いいたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費でございます。20 節扶助費に子どもの医療費助成費として635万5,000円の追加をお願いいたしております。実績見込みの増によるものでございます。また、不妊治療助成費として148万6,000円の増額をお願いいたしております。これも実績見込みによる増でございます。

27ページをお願いいたします。

2 項清掃費 2 目塵芥処理費でございます。13 節委託料に塵芥不燃物収集運搬業務委託料として144万3,000円の減額をお願いいたしております。確定見込みによる減でございます。

29ページをお願いいたします。

7 款商工費 1 項商工費 1 目商工総務費でございます。19 節負担金補助及び交付金に、商店街活性化のための事業としまして新しく商店街活性化事業補助金として20万円をお願いいたしております。

22 節補償補填及び賠償金に中小企業小口資金融資保証料として143万9,000円の増額をお願いいたしております。融資見込み額の増によるものでございます。

35ページをお願いいたします。

10 款教育費 2 項小学校費 1 目基山小学校管理費でございます。15 節工事請負費に新しく基山小学校ランチルームエアコン設置工事として138万2,000円をお願いいたしております。約50坪の基山小学校ランチルームに吊り型エアコン2台を設置するものでございます。

37ページをお願いいたします。

4 項社会教育費 5 目文化振興費でございます。13 節委託料に公衆無線LAN等環境整備業務委託料として105万7,000円の減額をお願いいたしております。これは9月補正でお願いをいたしてございました公衆無線LAN等環境整備業務のうち、フィルタリングを設定しないこととしたことによる減額でございます。

40ページをお願いいたします。

14 款 1 項 1 目予備費でございます。今回予備費に18万8,000円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

以上で一般会計補正予算（第4号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第44号の補足説明を求めます。安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

議案第44号 平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目の療養給付費負担金につきましては、保険基盤安定繰入金の確定などにより療養給付費負担金を128万8,000円の更正、介護納付金負担金を5万7,000円の更正、後期高齢者支援金につきましては90万円の追加をお願いしております。

4ページをお願いいたします。

3款2項1目の財政調整交付金につきましても、こちらも保険基盤安定繰入金などの確定により16万6,000円の更正をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

4款1項1目の療養給付費等交付金でございます。9月補正の歳出のほうで計上してありました過年度分の返還金が現年度の交付金で調整されることになりましたので、その分の600万2,000円の更正をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

6款2項1目の財政調整交付金でございます。1節の一種交付金につきましては、保険基盤安定繰入金の確定などにより9万8,000円の更正、2節の医療費適正化事業につきましては、レセプト点検業務委託料の契約額の確定により8万7,000円の更正をお願いしております。

7ページをお願いいたします。

9款1項1目の一般会計繰入金でございます。保険基盤安定繰入金分として1,175万3,000円の追加をお願いしております。これは、いわゆる総額1,700億円の国からの保険者支援の分の追加の分が含まれております。また事務費分として9万6,000円の追加をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

11款4項3目の一般被保険者返納金でございますが、12万3,000円の追加をお願いしております。これにつきましては、国民健康保険の喪失後の受診分の返納金でございます。

続きまして、歳出でございます。

9ページをお願いいたします。

1款1項2目の連合会負担金でございますが、額の確定によりまして1万9,000円の更正をお願いしております。

3目の医療費適正化特別対策事業費でございますが、レセプト点検業務委託料の契約額の確定により8万7,000円の更正をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

1款2項1目の賦課徴収費でございますが、特別徴収経由機関業務負担金の確定によりまして1,000円の更正をお願いしております。

11ページをお願いいたします。

2款1項1目、2目、4目につきましては、財源内訳の変更でございます。

3目の一般被保険者療養費につきましては、柔道整復費や補装具等の費用でございますが、今後の支出を見込みまして88万7,000円の追加をお願いしております。

12ページ、2款2項の高額療養費、それから次の13ページの3款後期高齢者支援金等につきましては、財源内訳の変更でございます。

14ページをお願いいたします。

5款1項2目の老人保健事務費拠出金でございますが、平成27年度分の額が確定をいたしました。2,000円の更正をお願いしております。

15ページの6款介護納付金につきましては、財源内訳の変更でございます。

16ページをお願いいたします。

9款1項1目の財政調整基金費でございます。25節の積立金でございますが、基金積立金として1,000万円の追加をお願いしております。保険基盤安定繰入金の増加により、追加の積み立てが可能となったものでございます。

17ページをお願いいたします。

11款1項2目の償還金でございます。国などからの交付金は、現年分は概算で交付を受けまして翌年度以降に精算をする仕組みになっております。多く交付された額をお返しする額として国県支出金返納金として1万3,000円の追加をお願いしております。また過年度療養給付費等負担金返還金の600万2,000円の更正につきましては、過年度の返還金が現年度分で調整されることになったためでございます。

最後に、18ページをお願いいたします。

12款の予備費でございます。財源調整のために26万9,000円の追加をお願いしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第46号の補足説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第46号 平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

議案書44ページをお願いいたします。

第2条収益的収入として、第1款下水道事業収益、120万1,000円を増額し4億398万1,000円とするものです。収益的支出として、第1款下水道事業費用、553万5,000円を増額し4億189万円とするものです。

続きまして、資本的収入及び支出ですが、収入、第1款資本的収入、513万6,000円を増額し1億5,471万5,000円とするものです。支出では、第1款資本的支出を80万2,000円を増額し2億3,772万6,000円とするものです。

続きまして、内訳としまして、平成27年度基山町下水道事業会計補正予算書に関する説明書をお願いいたします。

平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画兼事項別明細書で説明をさせていただきます。

ページ、1ページでございます。

収益的収入でございます。1款1項1目公共下水道使用料を45万7,000円追加をお願いいたします。これは実績見込みにより使用料の追加でございます。

1款2項1目基金利息を74万4,000円追加をお願いしております。これは、公共下水道基金29万8,000円、汚水処理施設基金22万4,000円、減債基金22万2,000円の利息によるものです。

収益的収入の合計は120万1,000円の追加となります。

次に、収益的支出でございます。

3ページをお願いいたします。

1款1項2目委託料を31万1,000円追加をお願いしております。これは公共下水道使用料

徴収件数の増によるものでございます。

1 款 1 項 3 目処理場費を 441 万 4,000 円追加をお願いしております。これは備用品費 2 万 4,000 円の追加、けやき台処理場の消火器 4 本分でございます。また動力費 85 万 2,000 円の追加をお願いしております。これは処理場の電気代によるものでございます。修繕費として 353 万 8,000 円の追加をお願いしております。これは処理場の 3 施設、けやき台、ニュータウン、本桜処理場の修繕費によるものでございます。

次に、4 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 5 目流域下水道維持管理費を 81 万円の追加をお願いしております。これは汚水処理量の増によるものでございます。

収益的支出の合計は 553 万 5,000 円の追加となります。

次に、資本的収入でございます。

説明書 6 ページをお願いいたします。

1 款 4 項 1 目基金繰入金を 513 万 6,000 円の追加をお願いしております。これは基金から繰り入れる公共下水道事業に伴うものでございます。

次に、資本的支出でございます。

説明書 7 ページをお願いいたします。

1 款 3 項 1 目基金積立金を 80 万 2,000 円の追加をお願いしております。これは公共下水道定期預金、汚水処理施設下水道定期預金の利子によるものでございます。

収益的収支と資本的収支を合わせた補正額は 633 万 7,000 円の増額となります。今回の補正につきまして、基山町下水道事業会計を 633 万 7,000 円増額し、現計予算と合わせ総額 6 億 3,961 万 6,000 円とするものです。

これで基山町下水道事業会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で補足説明が終わりました。

本日の会議は、以上をもちまして散会いたします。

～午前10時59分 散会～